久南産第301号 令和7年8月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久米南町長 片 山 篤

市町村名(市町村コード)		久米南町
		(663)
地域名 (地域内農業集落名)		全間地区
		(全間)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年8月24日
加哉の桁米を取りる	まとめた平月ロ	(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域の農地の現状は、地区内を貫流する河川に沿った集落では、狭小かつ不整形、一方上部の山腹に点在する集落では、急峻な棚田となっている。いずれも大型機械の使用は全く不可能で耕作の省力化は望むべくもない。また、地区民の高齢化も進み全農地の半分近くの耕作者が70歳以上となっている。10年後には、これら農地の大半が耕作放棄地となることが危惧される。担い手は数名いるが、それぞれ高齢化のため今以上の規模拡大はできない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在、約0.5haで露地キュウリの栽培が行われているが、これは耕作者の高齢化などで徐々に減少するものと思われる。大半の農地は水稲しか出来ないのが実情だが、それも近年の獣害の増加、米価の低迷などで安定した収益に繋がっていない。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		26.8 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.8 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の目標地図に載せた農用地等を農業上の利用が行われる区域とする。 保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	若い担い手を探し、その者に対して農地の集積を図る。
	 (2)農地中間管理機構の活用方針
	(2) 展地中間管理機構の活用力町 農地の賃貸借を円滑で確実なものとするため積極的に農地中間管理機構の活用をすすめる。
	長地の貝貝信を竹消で惟夫なものとするにめ惧極的に長地中间官理機構の活用をすすめる。
	(3)基盤整備事業への取組方針
	ほとんどの農地が実施規模の大小はあるが一応基盤整備済みである。
	 (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
	他の地域から就農希望者が来ることは想定していない。経営を引き継いだ後継者を地域で支援していきたい。
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	防除、草刈り作業については良い受託者があれば委託を検討する。
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	☑ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携 □ ⑩その他
	【選択した上記の取組方針】
	①従来から鳥獣害、とりわけイノシシの害が多発するため、ほとんどの圃場が電気柵、ワイヤーメッシュ柵を設置 し対策している。しかし近年、耕作者の高齢化などで設備の十分な管理が行き届かなくなり被害が出るようになっ
	てきた。そこで中山間地域直接支払制度や多面的機能支払交付金制度を利用して地域ぐるみで地域の資産とし
	て保守管理することとした。